

養護老人ホーム大日山荘
【契約入所】

(単位：円/月)

介護 保険 外	費用所得段階	第1・2段階	第3段階	第4段階	算定根拠・基準(備考)
	居住費	30,000			生活保護の住宅扶助参考
	光熱水費	10,000			法人内の他施設の光熱水費参考
	食費	30,000			当施設の給食費から算定
	管理費	20,000	30,000	50,000	一般入所者の措置費を上回らないように調整
合計	90,000	100,000	120,000	—	

※ 低所得者対応として食費・サポート料は介護施設入居時の所得段階を参考



別紙料金表

養護老人ホーム 被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分（円）		利用料（円）	対象収入による階層区分（円）		利用料（円）
1	0 ～ 270,000	0	22	720,001 ～ 760,000	37,500
2	270,001 ～ 280,000	1,000	23	760,001 ～ 800,000	39,800
3	280,001 ～ 300,000	1,800	24	800,001 ～ 840,000	41,800
4	300,001 ～ 320,000	3,400	25	840,001 ～ 880,000	43,800
5	320,001 ～ 340,000	4,700	26	880,001 ～ 920,000	45,800
6	340,001 ～ 360,000	5,800	27	920,001 ～ 960,000	47,800
7	360,001 ～ 380,000	7,500	28	960,001 ～ 1,000,000	49,800
8	380,001 ～ 400,000	9,100	29	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800
9	400,001 ～ 420,000	10,800	30	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400
10	420,001 ～ 440,000	12,500	31	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100
11	440,001 ～ 460,000	14,100	32	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800
12	460,001 ～ 480,000	15,800	33	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400
13	480,001 ～ 500,000	17,500	34	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100
14	500,001 ～ 520,000	19,100	35	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100
15	520,001 ～ 540,000	20,800	36	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100
16	540,001 ～ 560,000	22,500	37	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100
17	560,001 ～ 580,000	24,100	38	1,440,001 ～ 1,080,000	81,100
18	580,001 ～ 600,000	25,800	39	1,500,001 円以上	対象収入のうち 1,500,000円を超過した額× 0.9÷12+81,100円 (100円未満は切り捨てる。)
19	600,001 ～ 640,000	27,500			
20	640,001 ～ 680,000	30,800			
21	680,001 ～ 720,000	34,100			

※上表にかかわらず、暫定措置として、当該費用徴収基準月額の上限は140,000円です。
 ※この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税・社会保険料、医療費等の必要経費を控除後の金額です。

養護老人ホーム大日山荘
【介護保険事業者番号3070107499】

(介護予防) 特定施設入居者生活介護費

6級地 10.27円

要介護区分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 (1日あたり)	単位	182	311	538	604	674	738	807
	金額	1,869	3,193	5,525	6,203	6,921	7,579	8,287
サービス提供体制強化加算 (I)						22		225円/日
医療機関連携加算						80		821円/月
退院・退所時連携加算						30		308円/日
若年性認知症入居者受入加算						120		1,232円/日
口腔衛生管理体制加算						30		308円/月
口腔・栄養スクリーニング加算						20		205円/回
科学的介護推進体制加算						40		410円/月
介護職員処遇改善加算 (I)						月の総単位数の8.2%		
介護職員等特定処遇改善加算 (I)						月の総単位数の1.8%		
介護職員等ベースアップ等支援加算						月の総単位数の1.5%		

※介護給付費部分の利用者負担は、介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた負担となります。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※上記以外にも加算対象となる場合があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる場合があります。

※職員体制に基づく加算は、職員配置状況により算定しないことがあります。

